計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量特別教習に関する公告

○独立行政法人　産業技術総合研究所公告第四十六号

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、一般計量特別教習について次のように公告する。

平成二十四年十月十九日　独立行政法人　産業技術総合研究所　理事長　野間口　有

一　受講資格　一般計量教習を修了した者

二　教習期間　平成二十五年一月十日から平成二十五年三月八日まで

三　教習会場　独立行政法人　産業技術総合研究所　計量標準管理センター　計量研修センター
〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

四　教習内容の概要　計量法（平成四年法律第五十一号）第百六十六条に規定する計量に関する業務に従事する経済産業省、都道府県、市町村、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関及び指定校正機関の職員並びに一般計量士になろうとする者に必要な技術及び実務

五　募集定員　四十名

六　受講申請書の提出期限　平成二十四年十一月二十六日（必着）
ただし、最終日前でも定員になり次第受付は終了とする。

七　受講申請書の提出先
独立行政法人　産業技術総合研究所　計量標準管理センター　計量研修センター
〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

八　提出書類（各一通）
1　履歴書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第2）
2　受講申請書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第3）
3　写真（大きさは、縦四・五センチメートル・横三・五センチメートル、正面、半身、脱帽、提出日前三ヶ月以内に撮影したもので、裏面に氏名を自署したもの）
4　一般計量教習の修了証書の写し又は修了証明書の写し
5　申請者本人のあて名を明記した返信用封筒（大きさは角形二号で、「簡易書留」と朱書きし、四百四十円切手を貼付のこと）

九　提出方法　郵送による場合は、簡易書留等配達の記録が残る方法で送付すること。

十　その他
独立行政法人　産業技術総合研究所　計量研修センターのホームページ
http://www.nmij.jp/˜metroltrain/において、別紙様式等の情報を公開する。
教習の修了は受講状況及び筆記又は口述による修了試験の結果等により判定する。

計量法施行規則第百二十一条に基づく環境計量特別教習（濃度関係）及び環境計量特別教習（騒音・振動関係）に関する公告

○独立行政法人　産業技術総合研究所公告第四十七号

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、環境計量特別教習（濃度関係）及び環境計量特別教習（騒音・振動関係）について次のように公告する。

平成二十四年十月十九日　独立行政法人　産業技術総合研究所　理事長　野間口　有

一　受講資格　一般計量教習を修了した者

二　教習期間
1　環境計量特別教習（濃度関係）　平成二十五年一月十日から平成二十五年三月一日まで
2　環境計量特別教習（騒音・振動関係）　平成二十五年三月四日から平成二十五年三月十九日まで

三　教習会場　独立行政法人　産業技術総合研究所　計量標準管理センター　計量研修センター
〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

四　教習内容の概要　計量法（平成四年法律第五十一号）第百六十六条に規定する計量に関する業務に従事する経済産業省、都道府県、市町村、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関及び指定校正機関の職員並びに環境計量士（濃度関係）又は環境計量士（騒音・振動関係）になろうとする者に必要な技術及び実務

五　募集定員
1　環境計量特別教習（濃度関係）　三十名
2　環境計量特別教習（騒音・振動関係）　二十名

六　受講申請書の提出期限　平成二十四年十一月二十六日（必着）
ただし、最終日前でも定員になり次第受付は終了とする。

七　受講申請書の提出先
独立行政法人　産業技術総合研究所　計量標準管理センター　計量研修センター
〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

八　提出書類　濃度関係及び騒音・振動関係ごとに各一通
1　履歴書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第2）
2　受講申請書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第3）
3　写真（大きさは、縦四・五センチメートル・横三・五センチメートル、正面、半身、脱帽、提出日前三ヶ月以内に撮影したもので、裏面に氏名を自署したもの）
4　一般計量教習の修了証書の写し又は修了証明書の写し
5　申請者本人のあて名を明記した返信用封筒（大きさは角形二号で、「簡易書留」と朱書きし、四百四十円切手を貼付のこと）

九　提出方法　郵送による場合は、簡易書留等配達の記録が残る方法で送付すること。

十　その他
独立行政法人　産業技術総合研究所　計量研修センターのホームページ
http://www.nmij.jp/˜metroltrain/において、別紙様式等の情報を公開する。
教習の修了は受講状況及び筆記又は口述による修了試験の結果等により判定する。

計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量教習に関する公告

○独立行政法人　産業技術総合研究所公告第四十八号

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、平成二十五年度前期一般計量教習の入所試験及び教習の期間について次のように公告する。

平成二十四年十月十九日　独立行政法人　産業技術総合研究所　理事長　野間口　有

一　試験期日　平成二十五年一月十八日

二　試験場所
1　独立行政法人　産業技術総合研究所　臨海副都心センター（東京都江東区青海二丁目三番地二十六）
2　独立行政法人　産業技術総合研究所　関西センター（大阪府池田市緑丘一丁目八番三十一号）

三　試験科目　数学、物理及び一般常識

四　教習期間　平成二十五年四月十日から平成二十五年七月五日まで

五　教習内容の概要　計量法（平成四年法律第五十一号）第百六十六条に規定する計量に関する業務に従事する経済産業省、都道府県、市町村、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関及び指定校正機関の職員並びに計量士になろうとする者に必要な技術及び実務